

運営指導における主な指摘事例

～指摘事例と注意点～

相談系

地域移行支援、地域定着支援、
計画相談支援、障害児相談支援

アセスメント



サービス等利用計画案

支給決定(市町村)

サービス担当者会議

サービス等利用計画



モニタリング



継続サービス利用支援
(モニタリング)



サービス担当者会議

サービス等利用計画の変更

利用者の居宅、GH、施設、病院を訪問し、面談する。

各種サービス利用等

利用者の居宅、GH、施設、病院を訪問し、面談する。

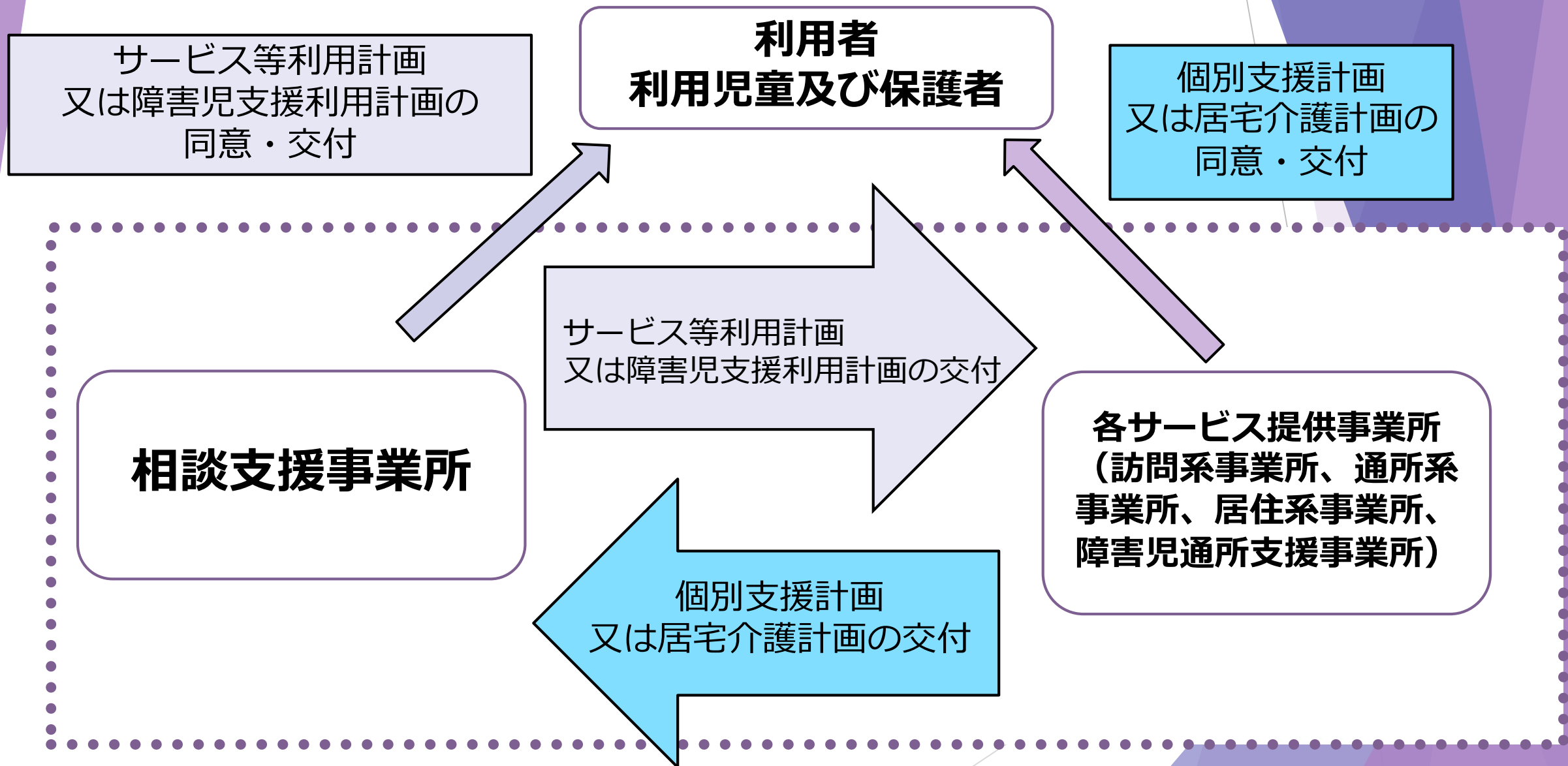
事業所を紹介する際に、特定の事業所に偏りがな
いように注意すること。

やむを得ない場合を除き、障害者本人の参加が原則

参加している旨を記録に残す

※作成したサービス等利用計画については、各サービス事業所へ交付する必要があります。

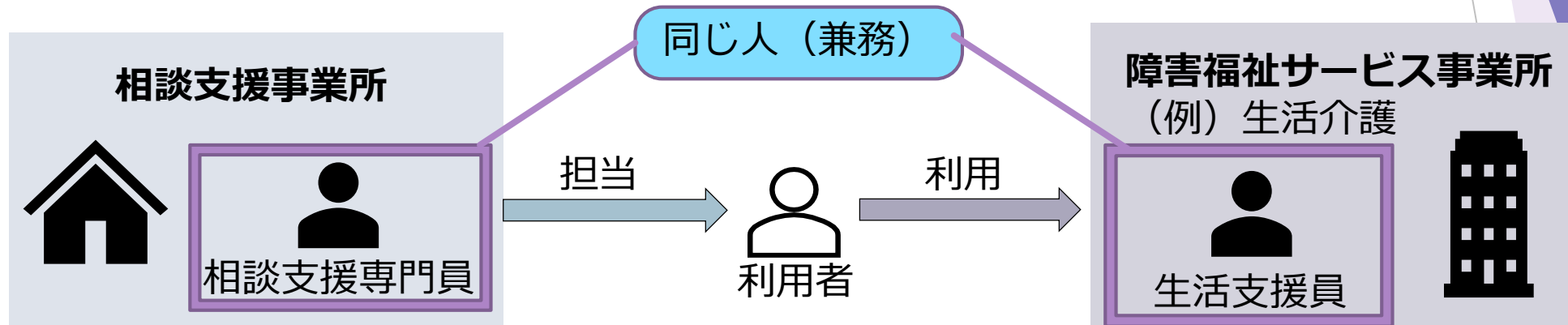
相談支援事業所と各サービス提供事業所間での互いの計画の共有



相談支援専門員の兼務

中立性や異なる視点での検討が欠如する恐れがあるため

担当利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務と兼務は**不可**



例外① 身近な地域に相談支援事業所がない

例外② (一定期間の猶予)

支給決定または支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、概ね3カ月以内の場合

例外③ 市町村がやむを得ないと認める場合

モニタリングの標準期間のイメージ

※当該期間は「標準」であり、利用者の状況やサービスによって異なることに留意。

モニタリングを実施した結果、支給決定の更新等が必要な場合は、サービス等利用計画の作成を合わせて実施。
この場合、計画作成費のみ算定可能。

支給決定の有効期間が1年の場合	5/1に利用開始する場合の例												11/1	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	数え方		1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目
	1カ月ごと	支給決定 (新規等)	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ
3カ月ごと	モ		モ	モ			モ			モ			モ	
6カ月ごと	モ		モ	モ			モ						モ	

新規開始から3カ月間は毎月実施

計画相談支援の報酬算定における注意点

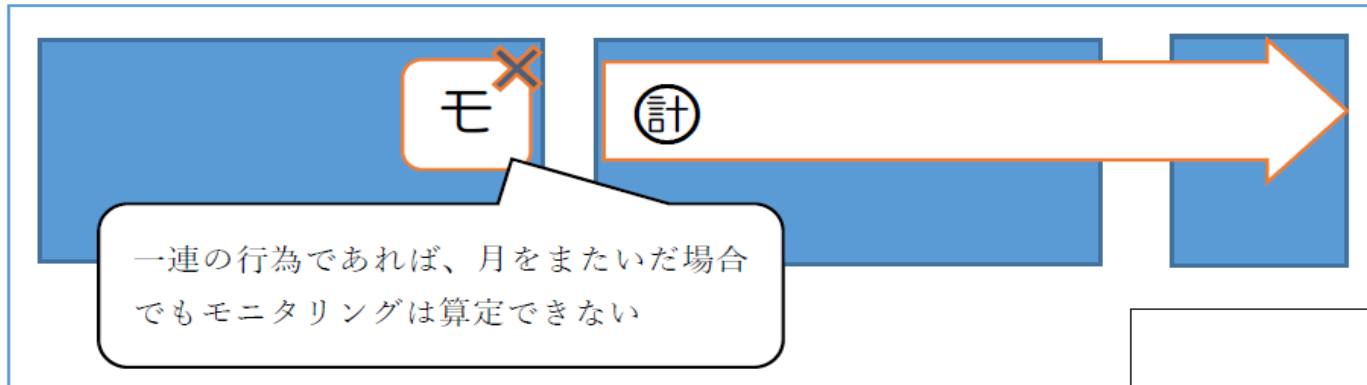
サービス利用支援費

計画作成の一連の支援（モニタリング含む）に対する報酬

継続サービス利用支援費

モニタリング報告書に対する報酬

計画作成のためのモニタリングに対しては、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定

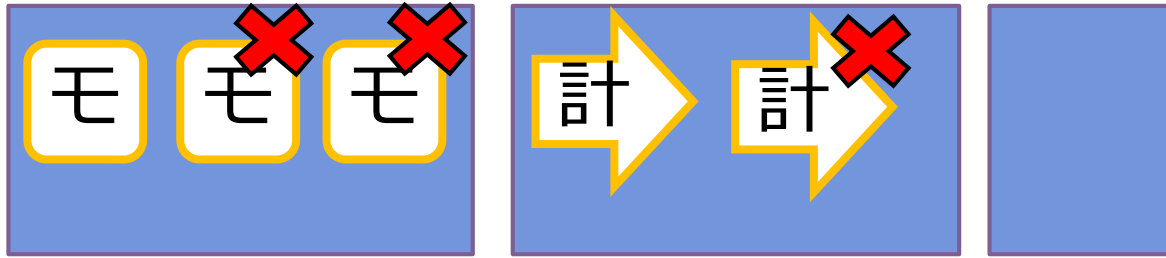


※月をまたいでも、請求できるのはサービス等利用支援費の1回のみ（計画作成一連の手続きにモニタリングが含まれるイメージ）

《指摘事例》

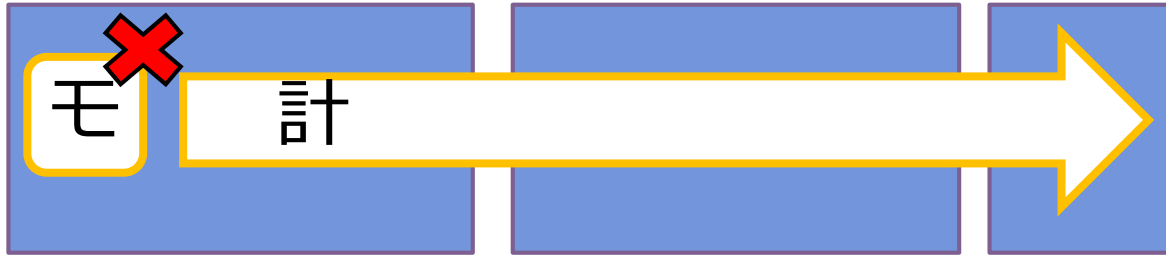
- ・サービス等利用計画作成でサービス利用支援費を算定していたが、一連のモニタリングについても継続サービス利用支援費として算定していた。（モニタリングの二重請求になっていた。）

①



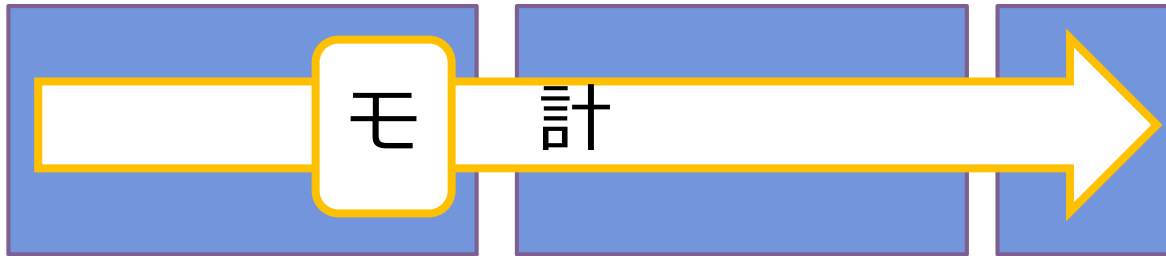
※同一月に複数回実施しても複数回の請求不可

②



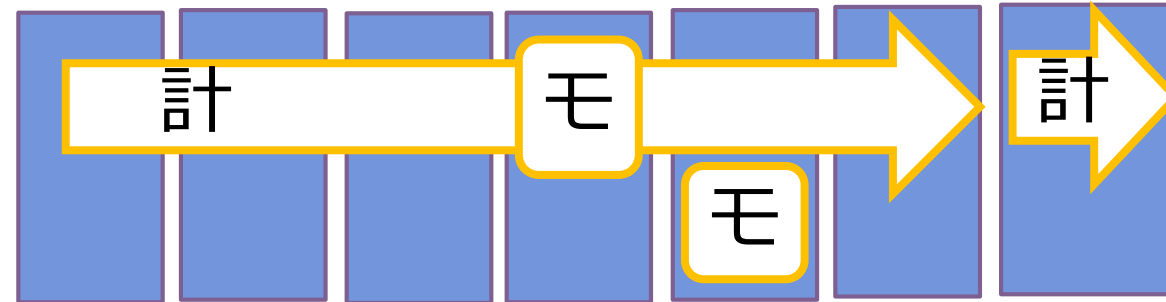
※同一月にモニタリングと計画作成を実施した場合、モニタリングの請求不可

③



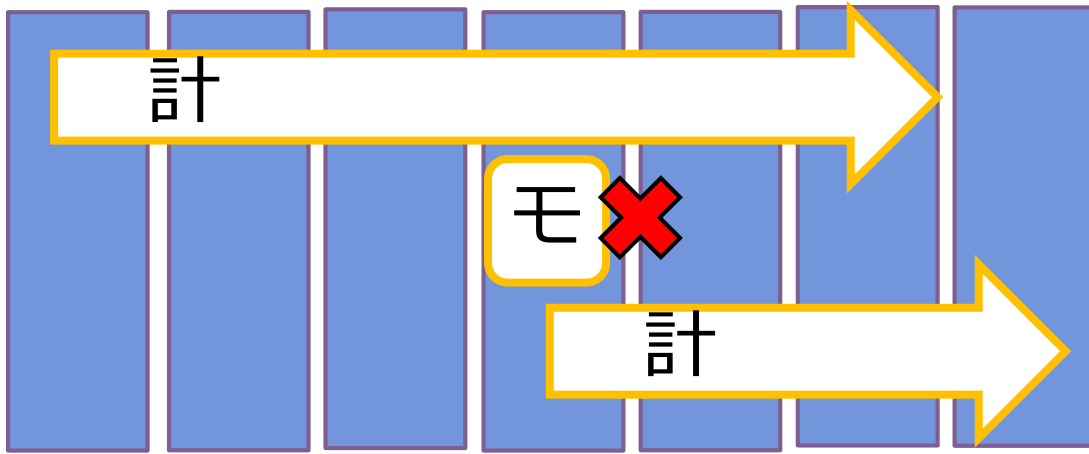
【申請必要】
計画作成後、同一月にモニタリングを実施した場合、必要に応じてモニタリングの算定可能

④



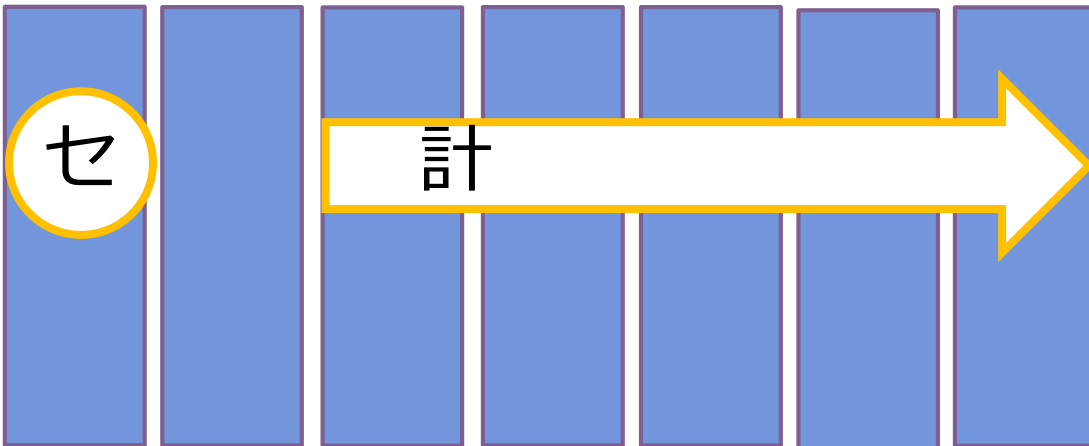
【申請必要】
本来のモニタリング月以外でモニタリングを実施した場合、継続サービス利用費を算定可能

⑤



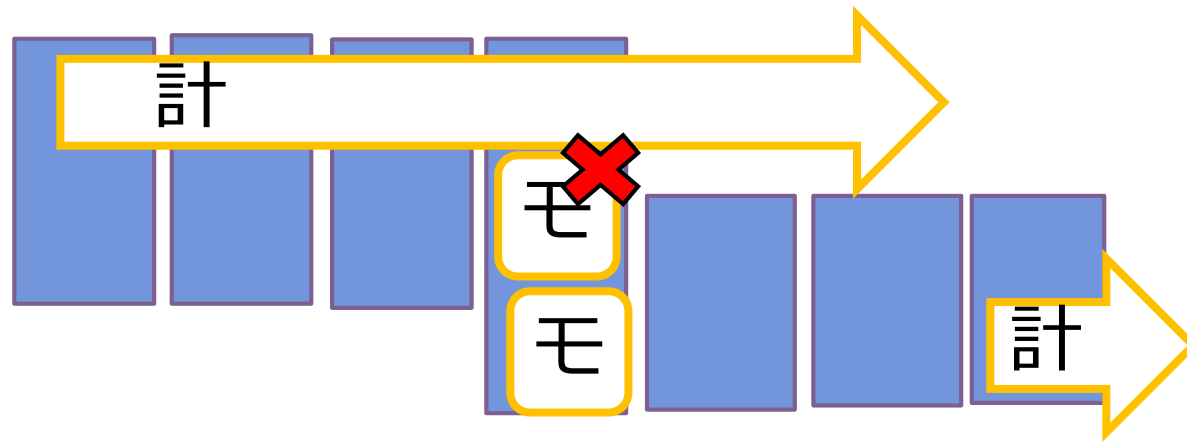
※サービス追加等で計画変更を行う場合、
モニタリングの算定不可

⑥



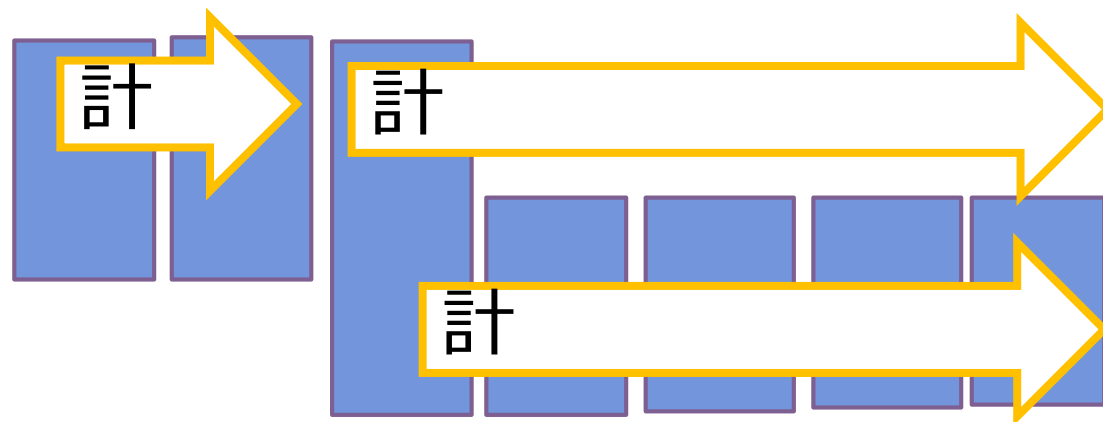
※セルフプランから新たに計画相談を
導入する場合、モニタリング月に限らず、
適宜、サービス利用支援費の算定可能

⑦



事業所変更等の際、モニタリングは
一方のみ算定可能
※モニタリング月等に限らず、事業所
引継ぎを行った時点で 計画相談事業所
変更届を提出すること

⑧



※計画作成後、同一月に転居等で支給決定
の市町村が変わり、再度転居先の市町村で
計画を作成した場合、新旧双方の市町村で
サービス利用支援費の算定可能

掲示

掲示漏れが多かった内容

《注意点》

《指摘事例》

見やすい場所に掲示が必要

- 運営規程の概要
- 基本相談支援及び計画相談支援の実施状況
(1月あたりの相談件数等)
- 相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制
- その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（重要事項説明書）

- 基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制が掲示されていない。
- 退職した相談支援専門員を含めた体制を記載していた。

機能強化型（単独事業所型）の区分別算定要件一覧表

	I	II	III	IV
1 - ① 常勤専従の相談支援専門員 4 名以上配置（内 1 名は現任研修修了者）	○	-	-	-
1 - ② 常勤専従の相談支援専門員 3 名以上配置（内 1 名は現任研修修了者）	-	○	-	-
1 - ③ 常勤専従の相談支援専門員 2 名以上配置（内 1 名は現任研修修了者）	-	-	○	-
1 - ④ 専従の相談支援専門員を 2 名以上配置（内 1 名が常勤かつ現任研修修了者）	-	-	-	○
2 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している	○	○	-	-
3 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週 1 回以上）に開催すること（テレビ電話装置の活用可）	○	○	○	○
4 新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している（テレビ電話装置の活用可）	○	○	○	○
5 基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該支援が困難な事例に係る者に計画相談支援を提供していること	○	○	○	○
6 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
7 自立支援協議会に定期的に参加し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。	○	○	○	-
8 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参加していること。	○	○	○	-
9 計画相談支援と障害児相談支援の 1 月あたりの取扱い件数が 40 件未満であること	○	○	○	○

機能強化型（複数事業所協働型）の区分別算定要件一覧表

		I	II	III
複数事業所それぞれが要件を満たす必要あり	1-① <u>複数事業所合計で</u> 、常勤専従の相談支援専門員4名以上配置（内1名は現任研修修了者） ただし、それぞれの事業所に常勤専従の相談支援専門員1名以上配置すること	○	-	-
	1-② <u>複数事業所合計で</u> 、常勤専従の相談支援専門員3名以上配置（内1名は現任研修修了者） ただし、それぞれの事業所に常勤専従の相談支援専門員1名以上配置すること	-	○	-
	1-③ <u>複数事業所それぞれに</u> 常勤専従の相談支援専門員1名以上配置（内1名は現任研修修了者）	-	-	○
	2 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している 【複数事業所全体で、24時間連絡体制を確保できていればOK】	○	○	-
	3 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催すること（テレビ電話装置の活用可）	○	○	○
	4 新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している（テレビ電話装置の活用可）	○	○	○
	5 基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該支援が困難な事例に係る者に計画相談支援を提供していること	○	○	○
	6 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○
	7 自立支援協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。	○	○	○
	8 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。	○	○	○
9 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定められていること又は、拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。	○	○	-	
10 計画相談支援と障害児相談支援の1月あたりの取扱い件数が40件未満であること	○	○	○	

サービス提供時モニタリング加算

対象	モニタリング時又はそれ以外の機会
必要要件	事業所orサービス提供場所を訪問し、サービス提供状況を確認し、記録を作成した場合

注意

定期のモニタリング月にサービス提供時モニタリング加算を算定する場合、利用者の居宅等（居宅、GH、施設、病院）へ訪問しての面談に加えて、サービス提供場所を訪問しサービス提供場面を確認する必要があります。

利用者の居宅等での面談を行わずに、利用者の通所先の事業所のみを訪問し、サービス提供場面を確認して継続サービス利用支援費とサービス提供時モニタリング加算の両方を算定していた不適切事例がありました。

その他の加算

初回加算	新規の計画作成、もしくは障害福祉サービス・地域相談支援の利用が6カ月以上ない場合 ※計画相談支援事業所との契約月から計画案の交付まで4か月以上かかり、一定の要件を満たした場合さらに加算
サービス担当者会議実施加算	モニタリング時（計画作成時のモニタリングを除く）に居宅等への訪問に加え担当者会議を実施した場合 ※メールでの情報共有となった場合は算定不可 ※サービス等利用計画を変更した場合は算定不可
集中支援加算	計画作成月及びモニタリング実施月以外の以下の業務について（それぞれで）評価 ①月2回以上の居宅等への訪問による面接 通所先の事業所への訪問 × ②サービス担当者会議の開催 ③関係機関が開催する会議への参加 ④病院通院にあたり、病院等を訪問し職員に情報提供をする ⑤福祉サービス等提供機関からの求めに応じ、情報提供をする
居宅介護支援費重複減算	同じ相談支援専門員が、利用者（介護保険法の要介護・要支援でもある者）に対し、障害福祉のサービス等利用計画と介護保険のケアプランの両方を担当した場合に減算

その他の加算

入院時情報連携加算	利用者の入院時に利用者情報を入院先の病院等に提供した場合 ①入院先の病院等を訪問して情報提供 ②病院への訪問以外による情報提供
医療・保育・教育機関等 連携加算	サービス利用支援または継続サービス利用支援を実施する月に連絡調整を行った場合 ①福祉サービス等提供機関と面談または会議を行い、利用者の情報提供をした場合 ②通院するにあたり、病院を訪問し、情報を提供した場合 ③福祉サービス等提供機関からの求めで、情報を提供した場合

地域移行支援 その他の加算

障害福祉サービスの 体験利用加算	障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合 ※障害福祉サービス事業所には、地域生活支援事業（地域活動支援センターⅠ型やⅡ型）は含まれない
体験宿泊加算	一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 Ⅰ GH等で昼間のみの宿泊支援 Ⅱ GH等で昼間及び夜間を通じて宿泊支援（利用開始日と終了日の両方算定可能）

各加算と基本報酬の請求との関係及び併給の可否

加算名	単位数	基本報酬との併給		加算単体での算定	算定時の注意点（併算定不可等）	
		計画月	モ二月			
特別地域加算	+15%	○	○	×	加算算定対象地域に居住する利用者に加算。	
利用者負担上限額管理加算	150/月	○	○	○		
初回加算 ※前6月間に居宅介護支援事業所等連携加算を算定の場合は算定不可	新規作成	300/月	○	×	×	
	前6月間に障々未利用	300/月	○	×	×	
	利用契約から計画案交付まで3月越え	※	○	×	×	※300単位+300単位×3月超え後に面接をした月数（3を限度）
主任相談支援専門員配置加算	I	300/月	○	○	×	①常勤専従の主任相談支援専門員の配置、②基幹相談支援センターであること、③自事業所及び他事業所に対し、資質向上のための指導及び助言の実施
	II	100/月	○	○	×	①常勤専従の主任相談支援専門員の配置、②自事業所又は他事業所に対し、資質向上のための指導及び助言の実施、③基幹相談支援センターが実施する相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取り組みの支援への協力
入院時情報連携加算	I（病院を訪問し、情報提供した場合）	300/月	○	○	○	情報提供に当たっては入院時情報提供書を作成し、利用者に同意の上提供すること。
	II（病院訪問以外の方法により情報提供）	150/月	○	○	○	情報提供に当たっては入院時情報提供書を作成し、利用者に同意の上提供すること。
退院・退所加算	300/回	○	×	×	初回加算を算定する場合は算定不可。退院・退所するまでの間で3回を限度	
（者）居宅介護支援事業所等連携加算 ※初回加算又は退院退所加算を算定する場合は算定不可 ・移行前→算定する区分の単位を合算して算定（それぞれの区分で月1回を限度、それぞれの区分で通算2回を限度） ・移行後6月以内→算定する区分の単位を合算して算定（それぞれの区分で月1回を限度）	居宅介護支援・情報提供	150/回	○	○	○	この目的のために作成した文書による情報提供
	居宅介護支援・訪問	300/回	×	×	○	月2回以上自宅訪問（うち1回はテレビ電話装置での面談も可）
	居宅介護支援・会議参加	300/回	×	×	○	集中支援加算の「会議参加」との併給不可
	雇用・情報提供	150/回	○	○	○	この目的のために作成した文書による情報提供
	雇用・訪問	300/回	×	×	○	月2回以上自宅訪問（うち1回はテレビ電話装置での面談も可）
	雇用・会議参加	300/回	×	×	○	集中支援加算の「会議参加」との併給不可
（児）保育・教育等移行支援加算 ※初回加算又は退院退所加算を算定する場合は算定不可 ・移行前→算定する区分の単位を合算して算定（それぞれの区分で月1回を限度、それぞれの区分で通算2回を限度） ・移行後6月以内→算定する区分の単位を合算して算定（それぞれの区分で月1回を限度）	情報提供	150/回	○	○	○	この目的のために作成した文書による情報提供
	訪問	300/回	×	×	○	月2回以上自宅訪問（うち1回はテレビ電話装置での面談も可）
	会議参加	300/回	×	×	○	集中支援加算の「会議参加」との併給不可
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議開催（計）	200/月	○	×	×	・サービス担当者会議の開催 ・初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可
	面談・会議開催（モ）	300/月	×	○	×	・面談・会議開催（モ）はサービス担当者会議実施加算との併給不可
	通院同行&情報提供	300/回	○	○	×	月3回まで算定可。ただし同一の医療機関は月1回まで算定可。入院（通院）時情報提供書を参考に情報提供すること。
	情報提供（医療機関）	150/月	○	○	×	入院（通院）時情報提供書を参考に情報提供すること。
	情報提供（それ以外の関係機関）	150/月	○	○	×	入院（通院）時情報提供書を参考に情報提供すること。

各加算と基本報酬の請求との関係及び併給の可否（続き）

加算名		単位数	基本報酬との併給		加算単体での算定	算定時の注意点（併算定不可等）
			計画月	モ二月		
集中支援加算 ※算定する区分の単位を合算して算定 【それぞれの区分で月1回（通院同行&情報提供は月3回）を限度】	訪問	300/月	×	×	○	月2回以上自宅訪問（うち1回はテレビ電話装置での面談も可）
	会議開催	300/月	×	×	○	サービス担当者会議の開催。利用者の出席必須
	会議参加	300/月	×	×	○	入院時情報連携加算（I）又は退院退所加算算定時は算定不可。居宅介護支援事業所等連携加算の「会議参加」又は保育・教育等移行支援加算の「会議参加」との併給不可
	通院同行&情報提供	300/回	×	×	○	月3回まで算定可。ただし同一の医療機関は月1回まで算定可。入院（通院）時情報提供書を参考にして情報提供すること。
	情報提供（医療機関）	150/月	×	×	○	入院（通院）時情報提供書を参考にして情報提供すること。
	情報提供（それ以外の関係機関）	150/月	×	×	○	入院（通院）時情報提供書を参考にして情報提供すること。
サービス担当者会議実施加算		100/月	×	○	×	医療・保育・教育機関等連携加算の「面談・会議開催（モ）」との併給不可。利用者の出席必須。
サービス提供時モニタリング加算		100/月	○	○	○	障害福祉サービス等の提供現場を訪問し確認すること。
行動障害支援体制加算	I	60/月	○	○	×	IIに加えて、前6月に強度行動障害児者に対して、計画（障害児）相談支援を実施していれば全利用者に加算
	II	30/月	○	○	×	強度行動障害支援者（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置しその旨公表。
要医療児者支援体制加算	I	60/月	○	○	×	IIに加えて、前6月に医療的ケア児者に対して、計画（障害児）相談支援を実施していれば全利用者に加算。
	II	30/月	○	○	×	医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置しその旨公表。
精神障害者支援体制加算	I	60/月	○	○	×	IIに加えて、①前6月に精神障害児者に対して、計画（障害児）相談支援を実施し、②精神障害児者が通院又は利用する病院（療養生活継続支援加算を算定している病院に限る）や訪問看護事業所（精神科重症患者支援管理連携加算を届出をしている事業所に限る）との連携体制を構築（1年に1回以上、精神障害者研修を修了した相談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い精神障害者に対する支援に関して検討を行う）すれば全利用者に加算
	II	30/月	○	○	×	精神障害者者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置しその旨公表。
高次脳機能障害支援体制加算	I	60/月	○	○	×	IIに加えて、前6月に高次脳機能障害児者に対して、計画（障害児）相談支援を実施していれば全利用者に加算。
	II	30/月	○	○	×	高次脳機能障害支援養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置しその旨公表。
ピアサポート体制加算		100/月	○	○	×	障害者ピアサポート研修修了した①障害者及び②管理者、相談支援専門員、相談支援員又は計画相談支援の従事者をそれぞれ常勤換算で0.5以上配置し、その旨公表し、事業所の従業者に対し障害者に対する配慮等に関する研修が年1回行われていること。

各加算と記録への記載事項

加算名		作成する記録への記載事項（国Q&A参照）
特別地域加算		
利用者負担上限額管理加算		
初回加算	新規作成	
	前6月間に障害未利用	
	利用契約から計画案交付まで3月越え	利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/面接実施年月日・場所・開始時刻・終了時刻/面接内容
主任相談支援専門員配置加算	I	<p>①利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的として会議の開催→開催年月日/場所/開始時刻・終了時刻/出席者氏名/会議内容</p> <p>②新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修→対象相談支援専門員氏名/同行主任相談支援専門員氏名/日時/同行先/研修内容/</p> <p>③事業所内の全ての相談支援専門員に対して、サービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言→日時・場所/対象相談支援専門員/主任相談支援専門員氏名/指導・助言内容</p> <p>④基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の資質向上のための支援→実施日時/主任相談支援専門員氏名/出席者氏名/場所/支援内容</p>
	II	<p>①利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的として会議の開催→開催年月日・場所・開始時刻・終了時刻・出席者氏名・会議内容</p> <p>②新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修→対象相談支援専門員氏名/同行主任相談支援専門員氏名/日時/同行先/研修内容/</p> <p>③事業所内の全ての相談支援専門員に対して、サービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言→日時・場所/対象相談支援専門員/主任相談支援専門員氏名/指導・助言内容</p> <p>④基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の資質向上のための支援への協力→実施日時/主任相談支援専門員氏名/出席者氏名/場所/支援内容</p>

各加算と記録への記載事項（続き）

加算名		作成する記録への記載事項（国Q&A参照）
入院時情報連携加算	I（病院を訪問し、情報提供した場合）	利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/医療機関名・対応者氏名/開催年月日・場所・開始時刻・終了時刻/情報共有や情報提供等の概要
	II（病院訪問以外の方法により情報提供）	利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/医療機関名/情報提供の方法（電話、FAX等）/情報共有や情報提供等の概要
退院・退所加算		利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/機関名/対応者氏名/開催年月日・場所・開始時刻・終了時刻/情報交換等の内容・情報交換の結果からサービス等利用計画に反映されるべき内容
（者）居宅介護支援事業所等連携加算	居宅介護支援・情報提供	利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/情報提供を行った日時/場所（面談の場合）/情報提供内容/提供手段（面談、FAX等）
	居宅介護支援・訪問	利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/面接実施年月日・場所・開始時刻・終了時刻/面接内容
	居宅介護支援・会議参加	利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/開催年月日・場所・開始時刻・終了時刻・出席者（氏名・所属・職種）/検討内容の概要（例：支援の経過、支援上の課題、課題への対応策等）
	雇用・情報提供	利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/情報提供を行った日時/場所（面談の場合）/情報提供内容/提供手段（面談、FAX等）
	雇用・訪問	利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/面接実施年月日・場所・開始時刻・終了時刻/面接内容
	雇用・会議参加	利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/開催年月日・場所・開始時刻・終了時刻・出席者（氏名・所属・職種）/検討内容の概要（例：支援の経過、支援上の課題、課題への対応策等）
（児）保育・教育等移行支援加算	情報提供	利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/情報提供を行った日時/場所（面談の場合）/情報提供内容/提供手段（面談、FAX等）
	訪問	利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/面接実施年月日・場所・開始時刻・終了時刻/面接内容
	会議参加	利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/開催年月日・場所・開始時刻・終了時刻・出席者（氏名・所属・職種）/検討内容の概要（例：支援の経過、支援上の課題、課題への対応策等）
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議開催	利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/関係機関名/対応者氏名/開催年月日・場所・開始時刻・終了時刻/情報交換等の内容・情報交換の結果からサービス等利用計画に反映されるべき内容
	通院同行&情報提供	利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/医療機関名・対応者氏名/情報提供を行った日時/情報提供内容（当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況、サービス等利用計画の内容等）・情報提供の結果からサービス等利用計画に反
	情報提供（医療機関）	利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/情報提供を行った日時/場所（面談の場合）/情報提供内容（入院時情報提供書等を参考にすること）/提供手段（面談、FAX等）
	情報提供（それ以外の関係機関）	利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/情報提供を行った日時/場所（面談の場合）/情報提供内容/提供手段（面談、FAX等）

各加算と記録への記載事項（続き）

加算名		作成する記録への記載事項（国Q&A参照）
集中支援加算	訪問	利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/面接実施年月日・場所・開始時刻・終了時刻/面接内容
	会議開催	利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/開催年月日・場所・開始時刻・終了時刻・出席者（氏名・所属・職種）/検討内容の概要（例：支援の経過、支援上の課題、課題への対応策等）
	会議参加	利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/開催年月日・場所・開始時刻・終了時刻・出席者（氏名・所属・職種）/検討内容の概要（例：支援の経過、支援上の課題、課題への対応策等）
	通院同行&情報提供	利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/医療機関名・対応者氏名/情報提供を行った日時/情報提供内容（当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況、サービス等利用計画の内容等）・情報提供の結果からサービス等利用計画に反
	情報提供（医療機関）	利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/情報提供を行った日時/場所（面談の場合）/情報提供内容（入院時情報提供書等を参考にすること）/提供手段（面談、FAX等）
	情報提供（それ以外の関係機関）	利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/情報提供を行った日時/場所（面談の場合）/情報提供内容/提供手段（面談、FAX等）
サービス担当者会議実施加算		利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/開催年月日・場所・開始時刻・終了時刻・出席者（氏名・所属・職種）/検討内容の概要（例：支援の経過、支援上の課題、課題への対応策等）
サービス提供時モニタリング加算		利用者氏名/担当相談支援専門員氏名/訪問した事業所名・場所及び対応者氏名/訪問年月日・開始時刻・終了時刻/確認した障害福祉サービスにおけるサービスの提供状況/サービス提供時の利用者の状況/その他必要な事項
行動障害支援体制加算	I	
	II	
要医療児者支援体制加算	I	
	II	
精神障害者支援体制加算	I	病院等における保健師、看護師又は精神保健福祉士との連携体制構築に関する記録（通院している利用者氏名/担当相談支援専門員氏名（精神障害者研修修了者であること）/面談又は会議の実施年月日・場所・開始時刻・終了時刻・検討内容
	II	
高次脳機能障害支援体制加算	I	
	II	
ピアサポート体制加算		障害者ピアサポート研修修了者による研修記録（開催日時/開始時刻・終了時刻/障害者ピアサポート研修修了者氏名/出席者氏名・職種/研修内容）